

鉱区税

2 県税のあらまし

この税金は、県内の鉱区で鉱物を採掘する権利（鉱業権）を持っている方にかかる税金です。



納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者



納める額



1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区

- (1) 試掘鉱区 面積 100 アールごとに年額 200 円
- (2) 採掘鉱区 面積 100 アールごとに年額 400 円

2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区

- (1) (2) 以外の鉱区 面積 100 アールごとに年額 200 円
- (2) 河床に存する鉱区 河床の延長 1,000 mごとに年額 600 円

3 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区… 1 の税率の 2 / 3

※ 年の途中で鉱業権の設定、消滅があった場合には、月割計算によります。



納 税

県税事務所から送付される納税通知書により 5 月 21 日から 5 月 31 日（年の途中で鉱業権の設定を行った場合は、随時になります。）までに納めます。

狩猟税

2 県税のあらまし

この税金は、狩猟者の登録を受ける人にかかる税金で、鳥獣の保護や狩猟に関する経費に使われます。



納める人

狩猟者の登録を受ける人



納める額



狩猟免許の種類	区分	税額
第一種銃猟免許 (散弾銃・ライフル銃)	① 県民税の所得割額を納める人 ② ①の人の同一生計配偶者、扶養親族	16,500 円
	③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者、扶養親族でない人 ④ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、農林水産業に従事する同一生計配偶者、扶養親族 ⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者、扶養親族	11,000 円
	① 県民税の所得割額を納める人 ② ①の人の同一生計配偶者、扶養親族	8,200 円
	③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者、扶養親族でない人 ④ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、農林水産業に従事する同一生計配偶者、扶養親族 ⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者、扶養親族	5,500 円
	第二種銃猟免許 (空気銃・ガス銃)	5,500 円

(注) 第一種銃猟免許を持つ人が第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に係る登録を受ける場合の税額は、16,500 円又は 11,000 円となります。
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員については狩猟税が免除されます。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者については、狩猟者の登録が令和 6 年 3 月 31 日までに行われた場合は、狩猟税が免除されます。
狩猟者登録申請書を提出する前日 1 年以内の期間に鳥獣の許可捕獲等を行った者については、狩猟者の登録が令和 6 年 3 月 31 日までに行われた場合は、上記の 2 分の 1 の税額になります。



納 税

狩猟者の登録を受けるとき、証紙で納めます。